

網走市立学校における部活動の在り方の方針

成長期にある生徒が、学校での学習活動や部活動、また学校外の活動や休養、睡眠などの**バランスのとれた生活ができるよう**、網走市では「網走市立学校における部活動の在り方の方針」により、休養日や活動時間の基準を定めています。

◇ 休養日・活動時間の設定（小学校・中学校共通）

<休養日>

- ・ **週当たり2日以上**（平日1日以上、週末1日以上）

※休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えます。



<活動時間>

- ・ **平日** : **2時間** 程度
 - ・ **学校の休業日** : **3時間** 程度
- （週あたりの活動時間は11時間程度）



◇ 学校の取組

- ・ 校長は、市の方針と学校教育目標等をふまえて「学校の部活動に係る活動方針」を策定・公表するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置します。
- ・ 年間及び月間の活動計画等を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得ながら指導します。
- ・ 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメント等の根絶を徹底します。



◇ 家庭や地域での取組

- ・ 部活動休養日等の設定、学校の取組にご理解をいただきますとともに、学校と家庭・地域が連携しながら部活動に取り組める環境づくりにご協力をお願いします。
- ・ 現在、国や北海道が進めている「部活動の地域連携・地域移行」の取組について、当市においても今後さらに検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



- 部活動に関する網走市の取組については、**網走市公式ホームページをご覧ください。** ⇒



○ 部活動に関するQ&A

Q 令和6年3月の網走市の部活動方針の改定では、今までと何がどのように変わったのですか？

今回の方針改定では、これまで活動時間（平日2時間程度、休業日3時間程度）に加え、大会等に参加する1か月以内については特例としてそれぞれ1時間程度の活動時間の上乗せ実施を可能としてきましたが、国や北海道の部活動に関するガイドラインの正しい遵守、効率的・効果的な活動の実施、また生徒のけがの防止や心身のリフレッシュが十分に図られるよう、この特例を廃止いたしました。

（※本特例の廃止は、当市のみではなく、道内の市町村全体で見直されています。）

また、昨夏の猛暑を受け、熱中症予防のため、実際の活動場所で測定した「暑さ指数」が基準値を超える場合には、原則として活動を行わないことなども決めました。

Q 小学校の少年団活動や地域のスポーツクラブは、この方針では対象とはならないのですか？

本方針で定めているのは、学校教育の一環として行う学校の部活動等に関するものであり、地域のスポーツクラブや少年団活動等は対象とはしておりません。

しかしながら、こうした活動においても、児童生徒のけがの防止や心身のリフレッシュを図るという観点から、休養日等に関する考え方を共有することが大切であると考えております。

Q この方針で設定された活動時間や休養日では、練習試合や合宿もできなくなるのではないのでしょうか？

練習試合や合宿、また大会出場当日の場合において、1日の活動時間の上限をやむを得ず超過することも考えられます。

一方で、生徒のバランスの取れた生活や、顧問の部活動指導に係る負担の軽減にも十分配慮する必要があるため、やむを得ず練習試合等で1日の活動時間を超過する場合は、当該1週間の活動時間が長くとも11時間程度となるように、他の日の活動時間を調整することが必要となります。（休養日についても同じ考え方です。）

Q 学校休業日の活動時間は3時間程度なのに「9時集合→13時解散」とするのは、この方針に違反していませんか？

方針で定める「活動時間」には、準備や片付け、休憩時間などは含みません。

集合・解散の時間のみでは、活動時間の基準を満たしているかどうか判断できませんが、毎回、準備や片付けの時間が長い場合には、準備や片付けの時間を踏まえて全体の活動時間そのものを短めに設定するなどの配慮が必要と考えます。

Q 「部活動の地域移行・地域連携」とは、どんなことですか？

少子化が進み、部活動の数が減少したり、部員不足のため試合ができなかったりするなど、生徒のニーズに合った活動を学校だけでは支えられなくなってきています。

そこで、国や北海道では「部活動指導員」などの地域人材の協力を得ることや、複数校でまとまって活動を行う「合同部活動」の導入など、将来的に学校部活動の代わりとなる新たな活動環境の整備に向けた取り組みを進めています。 ※詳しくはこちら（道教委HP）→→

